

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年12月13日(2023.12.13)

【公開番号】特開2022-109581(P2022-109581A)

【公開日】令和4年7月28日(2022.7.28)

【年通号数】公開公報(特許)2022-137

【出願番号】特願2021-4975(P2021-4975)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月5日(2023.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体枠と、該本体枠に開閉可能に取付けられる扉枠と、を有する枠構成部と、
該枠構成部に着脱可能に設けられる遊技構成部と、
音または光を用いた報知を制御する報知制御手段と、
遊技者が操作不能な位置に設けられる特別操作手段と、
を備える遊技機であって、

前記特別操作手段の操作に応じて所定の特別状態を発生させることが可能な特別状態発生手段をさらに備え、

前記遊技構成部は、それぞれ個別に前記枠構成部に取付けられる第1遊技構成部と第2遊技構成部とを有しており、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部は、前記枠構成部に取付けられた状態で電気的に接続可能であり、

前記報知制御手段は、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない場合に特定の報知を行うように制御することが可能であるものの、前記特別状態中に前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない場合には、前記特別状態が発生したことを報知する特別の報知の終了後に音と光との両方による前記特定の報知を行い、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない未接続状態の場合には、前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが未接続状態に基づく態様で前記枠構成部に設けられる発光手段の少なくとも一部の発光が規制されるものである、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

40

50

上記した目的を達成するために、本発明においては、
本体枠と、該本体枠に開閉可能に取付けられる扉枠と、を有する枠構成部と、
該枠構成部に着脱可能に設けられる遊技構成部と、
音または光を用いた報知を制御する報知制御手段と、
遊技者が操作不能な位置に設けられる特別操作手段と、
を備える遊技機であって、

前記特別操作手段の操作に応じて所定の特別状態を発生させることができ可能な特別状態発生手段をさらに備え、

前記遊技構成部は、それぞれ個別に前記枠構成部に取付けられる第1遊技構成部と第2遊技構成部とを有しており、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部は、前記枠構成部に取付けられた状態で電気的に接続可能であり、

前記報知制御手段は、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない場合に特定の報知を行うように制御することが可能であるものの、前記特別状態中に前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない場合には、前記特別状態が発生したことを報知する特別の報知の終了後に音と光との両方による前記特定の報知を行い、

前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが電気的に接続されていない未接続状態の場合には、前記第1遊技構成部と前記第2遊技構成部とが未接続状態に基づく様で前記枠構成部に設けられる発光手段の少なくとも一部の発光が規制され得るものである、

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記発明によれば、特別状態中の確認作業の邪魔をすることなく第1遊技構成部と第2遊技構成部とが電気的に接続されていないことを報知することを判別することができるようになるため、不具合なく遊技を実行させることができるように遊技興味の低下を抑制できるとともに遊技者や遊技店に不利益を与えないようにすることができる。

10

20

30

40

50